

川崎市差別防止対策等審査会から答申が提出されました

川崎市差別防止対策等審査会（会長：吉戒修一^{よしかいしゅういち}弁護士）は、令和2年7月2日に市長から「インターネット表現活動に係る拡散防止措置、公表等について」の諮問を受け、この間、審議を重ねてきました。

その内容が答申としてまとめられ、次のとおり市長に提出されましたので、お知らせいたします。

- 1 提出日時
令和2年10月16日（金） 午後1時
- 2 タイトル
「インターネット表現活動に係る拡散防止措置、公表等について」（答申）

※ 答申に記載されている「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の内容が拡散することを防止するため、答申の概要を公表いたします。

【問合せ先】：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 大西
電話 (044) 200-2369

答申の概要

1 審査会の結論

(1) 諮問事項(1)について

現在、インターネット上に表示されている事案番号1及び事案番号2の投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当である。必要な具体的措置としては、サイトの運営者（ツイッター社）に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等を公表することは、妥当である。

事案番号1の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号2の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

(2) 諮問事項(2)について

現在、インターネット上に表示されていない事案番号3から事案番号9までの7件について、アカウントの凍結、投稿の削除等により表示されなくなる前において、拡散防止措置を講ずることは、妥当であったと考えられる。

また、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨及び当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが考えられる。

事案番号3の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『本格的に始末する必要があるという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号4の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『祖国へお帰り下さいという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号5の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『日

本から出て行けという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号6の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『自分の国に帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号7の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『昆虫にたとえる』表現について行うことが適当である。

事案番号8の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く日本から出ていけという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

事案番号9の表現の内容の概要の公表は、特定の市民等を対象とする『早く自分達の国に帰れという趣旨の記載をした』表現について行うことが適当である。

2 審査会の判断

(1) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする」に該当するか及び法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(2) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。